

不発弾等事前探査実施要綱

昭和50年4月30日付50構改D第307号
最終改正 令和3年4月1日付2農振第3646号

内閣府沖縄総合事務局長 殿

農林水産事務次官

第1 目的

不発弾等事前探査（以下「事前探査」という。）は、沖縄県における土地改良事業等の実施に当って、不発弾等による災害を防止し、土地改良事業等の安全かつ円滑な遂行に資することを目的とする。

第2 事前探査の対象地区

事前探査の対象地区は、沖縄県において行う別表に掲げる事業（以下「対象事業」という。）の実施地区のうち、当該対象事業の工事に係る区域（以下「工事区域」という。）内で不発の爆弾、砲弾、地雷、機雷等の爆発物（以下「不発弾等」という。）が埋没していると予想され、かつ爆発のおそれのある地区とする。

第3 事前探査の内容等

事前探査は、不発弾等の埋没の有無を確認するための磁気探査その他の探査とし、当該工事区域において、当該対象事業に係る工事を実施する前に行うものとする。

第4 事前探査の実施主体

事前探査の実施主体は、当該工事区域において実施する対象事業の事業主体とする。

第5 事前探査の申請

- 1 沖縄県知事は、事前探査を実施しようとするとき、又は事業主体（ただし、沖縄県知事を除く。）から事前探査を実施したい旨の申請があったときは、別記様式による不発弾等事前探査申請書を内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）が定める日までに沖縄総合事務局長に提出するものとする。
- 2 沖縄総合事務局長は、1の事前探査申請書を受理したときは、これについて審査を行い事前探査を実施することが適当と認められる地区及び内容を決定し、その旨を沖縄県知事に通知するものとする。
- 3 沖縄総合事務局長は、2の通知をしたときは、その地区名及び内容を農村振興局長又は生産局長に報告するものとする。

第6 事前探査計画の変更

沖縄県知事は、第5の2の通知を受けた後において、当該事前探査の実施地区について、次の1又は2のいずれかに該当する変更をしようとするときは、沖縄総合事務局長の承認を受けるものとする。

- 1 事前探査の範囲の著しい変更
- 2 物価又は労賃の変動によるものを除く事前探査に要する経費の20パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事前探査計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

第7 補助

国は、第5の2により事前探査を実施することを適当と認めた地区の事前探査に要する経費につき、別に定めるところにより補助するものとする。

第8 その他

事前探査の実施は、この要綱の定めるほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

別表

1	農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第2の1及び2までに掲げる事業
2	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知）第2に掲げる事業
3	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第2の1及び2に掲げる事業
4	農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知）第3の2に掲げる事業
5	沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知）別表1の(1)に掲げる事業並びに別紙18の別表1の(1)の①、②、⑤、⑥及び⑨事業
6	その他農村振興局長が特に必要と認める事業

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

